

# 市営住宅入居者募集

## 入居資格

- ① 持ち家がなく、住宅に困っている
- ② 婚約者を含む同居親族がいる、または単身の場合、満60歳以上で自活できる
- ③ 足尾・栗山地域を除き、単身の方は2DKまたは3Kより狭小な住宅が対象
- ④ 市税や上下水道使用料の滞納がなく、扶養控除などを除いた月の平均所得が15万8,000円(未就学児童がいる世帯は21万4,000円)以下

④ 市内または県内の隣接市町に住所を有し、入居者と同等以上の収入があり、独立して生計を営む連帯保証人がいる

申込方法 申込書に記入し、必要書類を添えて各申込先へ持参

申込期間 7月15日(金)～28日(木)

- ① 産業建設課 ☎(93) 3 1 1 7
- ② 産業建設課 ☎(97) 1 1 3 3
- ③ 産業建設課 ☎(76) 4 1 0 7
- ④ 産業建設課 ☎(54) 1 1 1 4
- ⑤ 産業建設課 ☎(21) 5 1 6 4

## 入居者募集住宅一覧

地域	名称	間取り	階数	戸数	家賃(円/月)	備考
今市	清原住宅	3K	4階	2戸	10,100~19,800	浴槽・風呂釜なし、 駐車料別途
			2階	2戸	8,800~20,700	
			1階	2戸	10,500~20,700	
	豊田住宅	2DK	1階	1戸	21,900~42,900	浴槽・風呂釜あり、 駐車料別途 ※豊田住宅1階は 市内に1年以上 在住している60 歳以上の方
2階	1戸	21,800~42,800				
日光	松原住宅	3DK	3階	1戸	17,900~35,200	浴槽・風呂釜なし、 駐車料別途
			4DK	3階	1戸	
	明神住宅	2LDK	2階	1戸	22,900~45,000	浴槽・風呂釜あり、 駐車料別途
	中宮祠住宅	3DK	3階	1戸	12,900~34,300	
藤原	久次良町第1住宅	3DK	2階	1戸	13,600~36,200	浴槽・風呂釜なし
			4階	1戸	20,700~54,800	
	所野広久保住宅	3DK	2階	3戸	20,800~55,800	浴槽・風呂釜あり、 駐車料別途
	1階	1戸	22,600~59,800			
足尾	湯元住宅	3DK	2階	1戸	12,400~33,000	浴槽・風呂釜なし
	自由ヶ丘住宅	3K	1.2階	1戸	12,400~24,400	
	下原住宅	3K	1.2階	2戸	12,600~24,800	浴槽・風呂釜なし
	上間藤住宅	3DK	3階	1戸	12,800~30,000	
栗山	上間藤単独住宅	3DK	3階	1戸	13,600~33,200	浴槽・風呂釜あり
	2DK	2階	1戸	11,700~28,700		
	渡良瀬単独住宅	3DK	4階	1戸	14,100~32,400	浴槽・風呂釜あり
	遠下住宅	3DK	1階	1戸	12,400~30,100	
通洞改良住宅2号館	2DK	1階	1戸	29,000(定額)	浴槽・風呂釜あり	
向原改良住宅1号館	2DK	1階	1戸	29,000(定額)		
日向住宅	2DK	1階	1戸	5,500~14,100		

※家賃は所得で決定します。 ※敷金は家賃の3カ月分で前納です。  
 ※共益費が別途必要です。 ※申込者多数の場合は抽選します。  
 ※退去時は、入居時と同等の原状回復が義務付けられています。  
 ※暴力団員は入居できません。

# 日光市の職員を募集します

職種	人数	受験資格
一般事務	12名	○日本国籍を有する方 ○昭和54年4月2日～平成6年4月1日生まれの方
社会福祉士	1名	○日本国籍を有する方 ○昭和54年4月2日以降生まれの方 ○社会福祉士の登録をしている方、または平成24年3月までに登録見込みの方(平成24年1月実施予定の国家試験で資格取得見込みの方を含む)
土木	1名	○日本国籍を有する方 ○昭和54年4月2日～平成6年4月1日生まれの方
建築	1名	○日本国籍を有する方 ○昭和52年4月2日以降生まれの方 ○1級建築士の資格を有する方
保育士	2名	○昭和54年4月2日以降生まれの方 ○保育士資格を有する方(平成24年3月までに資格取得見込みの方を含む)
消防	5名	○日本国籍を有する方 ○昭和59年4月2日～平成6年4月1日生まれの方 ○視力、聴力、関節機能などにおいて、消防職員としての職務遂行に支障がない方

※受験資格は各職種とも全ての要件を満たす必要があります。  
 ※人数は欠員の状況などにより変更する場合があります。

市では、平成23年度日光市職員採用一次試験を行います。  
 とき 9月18日(日)  
 ところ 日光市役所本庁

申込方法 募集要項を確認の上、申込書に記入し、本庁総務課(本庁舎3階)へ郵送または持参してください  
 ※募集要項と申込書は6月24日(金)から、本庁・各総合支所総務課、各支所・出張所、市民サービスセンターで配布し

また、市ホームページからもダウンロードできます。  
 申込期間 7月1日(金)～22日(金)  
 ※郵送の場合は、7月20日(水)消印有効

採用予定日 平成24年4月1日  
 申込先及びくわしくは 〒321-1292 今市本町1-1 日光市役所 総務課 人事給与係 ☎(21) 5 1 6 6

## 脳脊髄液減少症



脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷など、体への衝撃によって脳脊髄液が漏れ続けることにより、さまざまな症状に悩まされる病気で、また、いつでも誰でも遭遇する可能性がある身近な病気です。

### 脳脊髄液減少症の症状

- 頭痛
- 眼の奥の痛み、視力低下
- 動悸、息苦しさ、腹痛
- めまい、ふらつき
- 喉の奥の違和感
- 頸部や背中への痛み、腰痛
- 吐き気、疲労感など

### 脳脊髄液減少症の主な原因

- 転倒事故(尻もち、転んで頭を強く打ったなど)
- スポーツ外傷(ボールが頭に当たった、練習中に相手とぶつかったなど)
- 頸椎捻挫など

### 脳脊髄液減少症の治療

脳脊髄液減少症は、診断・治療の基準が確立されていないため、現在、国の研究班で統一した診断基準と、治療方法の研究が行われています。また、県では、ホームページ(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/02/whelfare/ryou/ippan/1191222336302.htm>)で脳脊髄液減少症の診療が可能な医療機関のリストを公表しています。

くわしくは 健康課 ☎(21) 2 7 5 6

## 道路への倒木や枝の落下など 樹木の管理に

# ご注意ください



所有している樹木が、道路上に倒れたり、枝が落ちたりして、通行人がけが、または車が破損した場合、相手から民法上の不法行為による損害賠償を請求されることがあります。歩行者および自動車などの通行の安全確保のため、所有する樹木に倒木の恐れがある場合や、樹木の枝が道路に張り出している場合は、伐採または枝払いをお願いします。なお、道路法では次の行為が禁止されています。

- ◆道路を損傷したり、汚損したりする行為
- ◆道路上に土石や竹木などを積み上げるなど、道路の通行を妨げる行為



樹木が歩道に倒れている様子。

◆強風や大雨・降雪時には特にご注意ください。

- 県日光土木事務所 保全部 ☎(53) 1 2 2 1
- 市道について 今市地域…維持管理課 ☎(21) 5 1 6 0
- 日光地域…①産業建設課 ☎(54) 1 1 1 4
- 藤原地域…②産業建設課 ☎(76) 4 1 0 7
- 足尾地域…③産業建設課 ☎(93) 3 1 1 7
- 栗山地域…④産業建設課 ☎(97) 1 1 3 3



道路上に木が生い茂っている様子。